

(第3条第3項による合意書の参考様式)

着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付省略に係る合意書

(以下甲という。)と (以下乙という。)は、 年 月 日に締結した「債券等の着地取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)及び 年 月 日に締結した「債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)につき、以下のとおり合意した。

第 1 条 (個別取引明細書の交付省略の合意)

甲と乙とは、基本契約書第2条及び合意書第1条の定めにかかわらず、個別着地取引を行うに当たって、個別取引明細書の交付を行わないことに合意する。

第 2 条 (個別着地取引に係る契約の内容の確認)

甲と乙は、個別着地取引を約定したときは、速やかに〔 〕によって、約定した事項を確認するものとする。

2 前項の定めにより確認すべき事項は、個別取引明細書に記載すべき事項と同一とする。

第 3 条 (読 替 え)

合意書第2条の定めにかかわらず、基本契約書第1条の規定中、「個別着地取引に係る契約書」及び「個別着地取引契約書」を「個別着地取引に係る契約」と読み替える。

第 4 条 (適 用)

本合意書は、基本契約書及び合意書と一体となってすべての個別着地取引に適用されるものとする。ただし、甲又は乙が別段の合意により、個別取引明細書の交付を乙又は甲に指示した個別着地取引においては、指示を受けた乙又は甲は、個別取引明細書の交付を行うものとする。

2 本合意書と基本契約書及び合意書との間に抵触する規定がある場合には、本合意書の規定が基本契約書及び合意書の規定に優先するものとする。

上記を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

所在地
甲 名 称 ⑩
代表者名

所在地
乙 名 称 ⑩
代表者名